

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年6月2日 |
| 【会社名】 | 宮越ホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | Miyakoshi Holdings, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長兼社長 宮越 邦正 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都大田区大森北一丁目23番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3298-7111 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 板倉 啓太 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都大田区大森北一丁目23番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3298-7111 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 板倉 啓太 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当4,844,200,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|-------------|--|
| 普通株式 | 10,600,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

(注) 1 平成29年6月2日(金)開催の取締役会決議によるものであります。但し、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本届出書に係る新株式発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)による希薄化率は、平成29年3月31日現在の総議決権数に対し54.63%となることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認に係る手続きとして、平成29年6月29日開催予定の当社第6回定時株主総会において、本第三者割当増資に関する議案について、当該株主総会に出席した株主の議決権の過半数による承認を得ることを本第三者割当増資実施の条件としております。

2 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額 | 資本組入額の総額 |
|-------------|-------------|----------------|----------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 10,600,000株 | 4,844,200,000円 | 2,422,100,000円 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 10,600,000株 | 4,844,200,000円 | 2,422,100,000円 |

(注) 1 第三者割当増資の方法により発行します。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法(デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。))により割り当てます。

2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

Century Paramount Investment Limited

Century Paramount Investment Limited(センチュリー・パラマウント・インベストメント・リミテッド)

(以下「センチュリー社」といいます。)が、当社に対して有する以下の貸付金債権(元本総額2,688,755,143円)のうち2,422,100,000円に相当する元本債権を現物出資の対象といたします。

債権の表示：平成25年3月25日付免責の債務引受契約書に基づき当社が債務引受を行った借入債務に係る債権

当初債権者：日本長期信用銀行(平成5年5月10日付手形貸付による貸付金債権)

原債務者：クラウン株式会社(旧商号：宮越商事株式会社)

元本：総額2,688,755,143円(当初元本総額3,500,000,000円)

返済期日：平成30年3月25日

利息：年利 1.0%

弁済方法：期日一括弁済

上記借入は、当初、当社の子会社である宮越商事株式会社(現商号クラウン株式会社。以下「クラウン」といいます。)が、平成5年5月10日に、株式会社日本長期信用銀行より電気機器の仕入等の事業資金として借り入れたものです。当該借入に係る債権は、複数の債権譲渡(なお、その過程において、株式会社タスク(代表取締役 宮越盛也(現在は当社取締役であるものの、当時は役員の地位を有していません))が一時的に債権者となっております。)を経て、平成25年3月25日にセンチュリー社へ譲渡されましたが、その際、クラウンが平成23年10月に当社の完全子会社になっていたため、当社は、当該借入について同日付で債務引受けを行いました。

Long Wing Holdings Limited

Long Wing Holdings Limited(ロンウィン・ホールディングス・リミテッド)(以下「ロンウィン社」といいます。)が、当社に対して有する以下の貸付金債権(元本総額2,687,236,890円のうち2,422,100,000円に相当する元本債権を現物出資の対象といたします。

債権の表示：平成25年3月25日付免責の債務引受契約書に基づき当社が債務引受を行った借入債務に係る債権()

原債務者：クラウン株式会社(旧商号：宮越商事株式会社)

元本：総額2,687,236,890円(当初元本総額2,864,525,000円)

返済期日：平成30年3月25日

利息：年利 1.0%

弁済方法：期日一括弁済

ロンウィン社が当社に対して有する貸付金元本債権の内訳

| 番号 | 貸付形式 | 契約締結日 | 当初債権者名 | 当初借入金額 | 借入元金残高 |
|----|------|-----------|-------------|----------------|----------------|
| 1 | 手形貸付 | 平成5年6月30日 | (株)日本債券信用銀行 | 1,700,000,000円 | 1,631,773,475円 |
| 2 | 当座貸越 | 平成5年8月4日 | (株)京葉銀行 | 800,000,000円 | 690,938,415円 |
| 3 | 手形貸付 | 平成6年2月28日 | (株)京葉銀行 | 364,525,000円 | 364,525,000円 |
| 合計 | | | | 2,864,525,000円 | 2,687,236,890円 |

- 1 本第三者割当増資においては、上記の各貸付金元本債権のうち、上記1及び2記載の債権の全部並びに上記3記載の債権の一部(364,525,000円のうち99,388,110円)を現物出資の対象とする予定です。
- 2 上記借入は当初、当社の子会社であるクラウンが、平成5年6月30日に株式会社日本債券信用銀行より、また平成5年8月4日及び平成6年2月28日に株式会社京葉銀行より、それぞれ電気機器の仕入等の事業資金として借り入れたものです。当該借入に係る債権は、複数の債権譲渡(なお、その過程において、株式会社タスク(代表取締役 宮越盛也(現在は当社取締役であるものの、当時は役員の地位を有していません))が一時的に債権者となっております。)を経て、平成25年3月25日にロンウィン社へ譲渡されましたが、その際、クラウンが平成23年10月に当社の完全子会社になっていたため、当社は、当該借入について同日付で債務引受けを行いました。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、いずれも払込期日(平成29年7月5日)において本第三者割当増資を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

なお、センチュリー社及びロンウィン社が当社に対して有する上記貸付金元本債権及びこれに対する経過利息のうち、現物出資の対象となる貸付金元本債権以外の債権につきましては、弁済期を従前どおり平成30年3月25日とすることで合意しております(同日における支払金額は、現物出資の対象とされた元本債権に対する払込期日までの経過利息及び現物出資の対象とされなかった残元本債権に対する平成30年3月25日までの経過利息を含め、センチュリー社は289百万円、ロンウィン社は301百万円となる見込みです。)

(2) 【募集の条件】

| 発行価格 | 資本組入額 | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 | 払込期日 |
|------|---------|--------|---------------|-------|---------------|
| 457円 | 228円50銭 | 100株 | 平成29年 7月5日 | | 平成29年 7月5日 |

- (注) 1 第三者割当増資によるものとし、一般募集は行いません。
 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
 3 申込みの方法は、本届出書の効力が発生し、かつ、平成29年6月29日開催予定の当社定時株主総会において本第三者割当増資に関する議案が承認された後、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、現物出資(D E S)による払込の方法によります。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---------------------|-------------------|
| 宮越ホールディングス株式会社 管理本部 | 東京都大田区大森北一丁目23番1号 |

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を現物出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|------------|--------------|------------|
| | 26,000,000 | |

- (注) 1 金銭以外の財産による現物出資の方法によるため、現金による払込はありません。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3 発行諸費用の概算額の内容は、登記費用(17万円)、弁護士費用(3万円)、上場手数料(5万円)その他であります。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資は、当社に対する金銭以外の財産である金銭債権の現物出資(D E S)によるものであるため、手取額はありません。

なお、当社は、従来、各割当予定先に対して貸付金債権を保有しておりましたが、本第三者割当増資に先立ち、当該債権を当社の株主であるASIAN SKY INVESTMENTS LIMITED(アジアン・スカイ・インベストメンツ・リミテッド)(以下「アジアン・スカイ社」といいます。)及びKilo Power Limited(キロパワー・リミテッド)(以下「キロパワー社」といいます。)に対して額面と同額で譲渡しており、その結果、現在、アジアン・スカイ社及びキロ・パワー社に対して譲渡代金債権を保有しております(詳細については、下記「6 大規模な第三者割当の必要性」「b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」をご参照ください。)

また、現物出資の目的となる財産である貸付金債権に係る借入金は、いずれも、当初、当社の子会社であるクラウンが、株式会社日本長期信用銀行、株式会社日本債券信用銀行及び株式会社京葉銀行より、電気機器の仕入等の事業資金として借り入れたものです(かかる借入の詳細については、上記「2 株式募集の方法及び条件」「(1) 募集の方法」の注3をご参照ください。)。いずれの債権も、上記3行による債権譲渡等を経て、平成25年1月15日に株式会社タスクからアジアン・スカイ社の子会社であるAsian Investments Group Limited(アジアン・インベストメンツ・グループ・リミテッド)(以下「アジアン・インベストメンツ社」といいます。)へ、平成25年3月25日にアジアン・インベストメンツ社からセンチュリー社及びロンウィン社へ譲渡されましたが、クラウンが当社の完全子会社となっていたことから、当社が、平成25年3月25日付でそれぞれの債権につき債務引受けを行いました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概況

| | |
|-----------------------|---|
| 名称 | Century Paramount Investment Limited |
| 所在地 | Room 1903,19/F., Emperor Group Centre,288 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong |
| 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません |
| 代表者の役職及び氏名 | Director LAW, Fung Har |
| 資本金 | 50,000.00米国ドル |
| 事業の内容 | 事業会社への投資 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | LAW, Fung Har 100% |

| | |
|-----------------------|--|
| 名称 | Long Wing Holdings Limited |
| 所在地 | 14F, Winfull Commercial Building, 172-176 Wing Lok Street, Sheung Wan, Hong Kong |
| 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません |
| 代表者の役職及び氏名 | Director CHAN, Kai Lee Kelly |
| 資本金 | 50,000.00米国ドル |
| 事業の内容 | 事業会社への投資 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | CHAN, Kai Lee Kelly 100% |

b 提出者と割当予定先との関係

| | |
|---------|--|
| 出資 | 該当事項はありません。 |
| 人事 | 該当事項はありません。 |
| 資金 | センチュリー社は、当社に対して貸付金債権(元本総額2,688,755,143円)を有しております。また、ロンウィン社は、当社に対して貸付金債権(元本総額2,687,236,890円)を有しております。 |
| 技術又は取引等 | 該当事項はありません |

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成23年10月、クラウン株式会社(旧商号 宮越商事株式会社)の単独株式移転により設立された持株会社であり、当社グループは電気機器等の製造販売事業をグループの中核として事業を展開してまいりました。

しかしながら、リーマンショック以降における世界経済の停滞の影響は、家電業界においては特に顕著であり、当社グループの電気機器等の製造販売事業におきましても厳しい状況が続き、売上高の減少に加えて、低価格な製品を供給するアジア企業の台頭により厳しい価格競争に晒され、当該事業は採算性が見通せない状況が継続してまいりました。

一方、当社の子会社である深圳皇冠(中国)電子有限公司(以下「皇冠電子」といいます。)が所在する深圳市は、人口1,800万人を擁し、中央政府が進める次世代の現代サービス産業の高度化を担うべく、ハイテク・情報・金融等を基盤とした国際都市への転換を図り、香港・マカオを一体化した一大経済圏の中心に位置する中国華南地区の中心都市として発展を続けております。

このように発展を続ける深圳市の経済的環境下、皇冠電子が所有・管理する同市所在の不動産物件(土地127千㎡、建物114千㎡)の賃貸管理事業につきましては、営業収入及び利益率の高い安定的かつ堅調な業績を継続的に維持しており、当該事業は当社グループを牽引する事業へと成長しております。

また、皇冠電子が保有する上記不動産物件は、深圳市の中心部である福田区に位置し、官公庁街に近く、交通インフラ(主要幹線道路、地下鉄駅、高速道路IC、深圳市最大のバスターミナル等)等の都市機能が集中した付加価値の高いエリアにあります。

皇冠電子は、上記不動産について、上記のとおり発展を続ける深圳市福田区に所在する優位性を最大限に活用した、オフィス、商業・サービス、レジデンスなどで構成される総延床面積約700千㎡・建設費約1千億円規模の大型総合都市開発プロジェクトを推進しております。当該開発プロジェクトは、中国政府が進めている「イノベーションを基軸とした総合都市開発」をコンセプトとして、日本をはじめ海外の先進的開発や運営技術を導入した、深圳市経済発展のモデルとなる再開発を目指しております。当該開発事業は、中国政府、在日本大使館などの政府機関をはじめ、大手金融機関、大手商社、不動産開発事業会社など国内外多方面から支持・協賛を受けており、現在、深圳市政府関係部門と協議調整を図りながら、開発許可の申請に向けてプロジェクトの策定を進めている段階です。

一方で、当社グループは、電気機器等における経済環境を踏まえて、同事業部門の縮小により、当社グループにおける経営リスクを排除し、皇冠電子の成長に資する不動産開発事業への経営資源の集中が急務であるとの判断に至り、平成26年10月10日付「子会社の事業縮小に関するお知らせ」のとおり、電気機器等の製造販売事業の大幅な縮小を実施いたしました。

現在、当社グループの自己資本比率は約48%であり、比較的高い水準にありますが、充実した自己資本を確保しながら健全な財務基盤を維持することは、持株会社としての重要な経営戦略の一つであります。今後、当社グループは、深圳市の不動産開発を推し進め、開発完成後の事業や当該事業から派生する新事業を取り込むことによって事業拡大を図る予定ですが、そのために必要となり得る開発資金の負担に備えるためには、現時点において、自己資本比率をさらに高め、信用力を強化し、資本市場や金融機関等からの資金調達における選択肢を多様化できる財務基盤を確保することが必須となります。

このような状況のもと、下記「6 大規模な第三者割当の必要性」「b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、アジア・インベストメンツ社からそれぞれの債権を譲り受けて当社の債権者となったセンチュリー社及びロンウィン社に対し、D E Sによる第三者割当増資の引受けを打診したところ、当該2社は深圳市に近い香港の投資事業会社であり、当社グループが推進する深圳市における不動産開発についても理解しており、本第三者割当増資について交渉を重ねる中で、当社の現在の経営状況や今後の事業戦略等につきましても理解を示していただきました。

その結果、センチュリー社の上記金銭債権のうち2,422,100,000円に相当する部分及びロンウィン社の上記金銭債権のうち2,422,100,000円に相当する部分の現物出資(D E S)の方法により、第三者割当増資による新株式の割当を引き受けることに同意いただきました。

d 割り当てようとする株式の数

普通株式 10,600,000株(センチュリー社及びロンウィン社にそれぞれ5,300,000株ずつ割り当てる)

e 株券等の保有方針

割当予定先であるセンチュリー社とロンウィン社からは、引受後、主要株主として長期的に保有する意向であり、役員等の派遣による経営参画の予定はない旨を口頭にて確認しております。なお、両社から、払込期日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を入手する予定です。

f 払込に要する資金等の状況

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資(D E S)によるものであるため、金銭の払込はありません。

現物出資の目的となる財産につきましては、当該財産の実在性及び払込金額が対象となる金銭債権に係る債務の帳簿価額を超えないことを当社の会計帳簿・総勘定元帳No.4135-一年以内長期借入金により確認しております。

なお、「第1 募集要項」「2 株式募集の方法及び条件」「(1) 募集の方法(注)3」に記載のとおり、本有価証券届出書の効力発生等を条件として、本第三者割当増資における現物出資の対象となる上記金銭債権は、いずれも払込期日である平成29年7月5日に弁済期が到来することとなります。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力との交流を持っている事実の有無について、割当予定先及び割当予定先の役員、株主について直接又は関係者からの聴取等を行ったことに加え、第三者機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台3-2-1)に反社会的勢力との関係性の有無について調査を依頼した結果、割当予定先であるセンチュリー社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨の報告書を受け取るとともに、口頭で反社会的勢力が割当予定先の経営に関与している事実及び反社会的勢力への資金提供その他の行為等はない旨の報告を受けております。また、ロンウィン社につきましても同様にロンウィン社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨の報告書を受け取るとともに、口頭で反社会的勢力が割当予定先の経営に関与している事実及び反社会的勢力への資金提供その他の行為等はない旨の報告を受けております。両社は、当社との間で締結した平成29年5月29日付確認書において、会社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨を表明保証しております。

以上を踏まえ、当社は、割当予定先であるセンチュリー社とロンウィン社につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

株式の発行価格は、取締役会決議日の直前営業日(平成29年6月1日(木))の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値491円を基準とし、かかる値から7%ディスカウントした457円といたしました。この発行価格は、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値498円(1円未満を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じ。)に対して8.2%のディスカウント、同3ヶ月間の終値平均値489円に対し6.5%のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値498円に対して8.2%のディスカウントとなります。

また、ディスカウント率を7%とした理由につきましては、当社の財務体質を強化するうえで、本第三者割当増資を実行する必要性が極めて高いこと、金利負担の軽減及び元金返済負担の軽減等、本第三者割当増資後に当社が享受する経済的利益が大きいこと、また、割当先であるセンチュリー社とロンウィン社が長期的な株式保有を目的としていること等から、これらの要素を踏まえた合理的な範囲内のディスカウントの検討が必要であると判断し、センチュリー社及びロンウィン社との間で慎重に交渉・協議を重ねるとともに、当社取締役会において当該発行価格による本第三者割当増資の実行について十分な審議を行った結果、ディスカウント率を7%とすることが合理的であると判断いたしました。

なお、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の価格に0.9を乗じた額以上の価格で決定することとされており、上記発行価格の算定は、当該指針に沿うものであることも踏まえますと、本第三者割当増資の発行価格は有利発行に該当しないものと判断しております。

また、当社の監査等委員会は、最近の当社の株価の推移、当社の資産・収益の状況、株式市況の動向等を踏まえて検討した結果、発行価格の算定においては、できる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であるところ、直近における当社株価の動きは特段不安定な動きをしていないものでなく、特殊な要因の影響はないと判断した上で、直前営業日の当社株式の終値は自然な市場取引により形成された客観的な株価であり、当社の企業価値を適正に反映していると考えられることから、上記の算定根拠による本第三者割当増資は有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する新株式数は10,600,000株、当該株式に係る議決権数は106,000個であるため、本第三者割当増資により、現在の発行済株式数(19,414,943株)に対し54.59%相当、平成29年3月31日現在の総議決権数(194,026個)に対し54.63%相当の株式の希薄化が生じます(いずれも小数点第3位切り捨て)。しかし、上記「1割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社グループは、不動産賃貸管理事業に加え当社グループの中核となることが期待される不動産開発事業の一環として、皇冠電子が所有・管理する深圳市所在の不動産物件について大規模な総合都市開発を予定しており、本第三者割当増資は、自己資本比率を48.2%から80.3%に向上させ、今後、当該不動産開発事業を推進する上で必須となる資金調達の方法の多様化を可能とするものと考えております。

このように、本第三者割当増資により可能となる当社グループの不動産賃貸管理事業の拡大を通じ、中長期的には、本第三者割当増資による希薄化を上回るEPS(1株当たり純利益)の上昇が見込まれることから、本第三者割当増資による株式の希薄化は、既存株主の皆様にとっても合理的な許容範囲であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する新株式数は10,600,000株、当該株式に係る議決権数は106,000個であるため、本第三者割当増資により、現在の発行済株式数(19,414,943株)に対し54.59%相当、平成29年3月31日現在の総議決権数(194,026個)に対し54.63%相当の株式の希薄化が生じます(いずれも小数点第3位切り捨て)。したがって、希薄化率が25%以上であることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%) | 割当後の 所有株式数 (千株) | 割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%) |
|--------------------------------------|--|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| 株式会社クラウンユニ テッド | 東京都大田区大森北 1 - 23 - 1 | 5,498 | 28.34 | 5,498 | 18.32 |
| センチュリー パラマウン ト インベストメント リ ミテッド | Room1903,19/F., Emperor Group Centre, 288 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong | | | 5,300 | 17.66 |
| ロンウィン ホールディン グス リミテッド | 14F,Winfull Commercial Building 172-176 Wing Lok Street, Sheung Wan, Hong Kong | | | 5,300 | 17.66 |
| パシフィック ステート ホールディングス リミ テッド | Unit 1503,15/F.,8 Jordan Road, Kowloon, Hong Kong | 3,880 | 19.99 | 3,880 | 12.93 |
| アジア スカイ イン ベストメンツ リミテッ ド | 42 Cameron Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong | 2,070 | 10.66 | 2,070 | 6.89 |
| キロパワーリミテッド | 4/F.,Kai Tak Commercial Building 317-319 Des Voeux Road Central, Hong Kong | 1,024 | 5.27 | 1,024 | 3.41 |
| サイノブライトリミテッ ド | 216 Main Street, Road Town, Tortola, B.V.I | 530 | 2.73 | 530 | 1.76 |
| フォーチュンスブライ ト ホールディングスリミ テッド | Des Voeux Road Central, Hong Kong | 500 | 2.57 | 500 | 1.66 |
| ハムフォード オーバ ーシーズリミテッド | Leighton Road, Causeway Bay, Hong Kong | 488 | 2.51 | 488 | 1.62 |
| アトランティックジャン ポリミテッド | Harcourt Road, Central Hong Kong | 325 | 1.67 | 325 | 1.08 |
| KGI ASIA LIMITED- CLIENT ACCOUT | 41F Central Plaza, 18H Arbour Road, Wanchai Hong Kong | 208 | 1.07 | | |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋 3丁目11-1 | 160 | 0.82 | | |
| 計 | | 14,683 | 75.67 | 24,915 | 83.04 |

- (注) 1 上位10名の株主を記載しております。なお、KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUT
及び日本証券金融株式会社は、本第三者割当増資後における順位は11位以下となるため、両社について、割
当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は記載しておりません。
- 2 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年3月31日時点の株主名簿を基準として
記載しております。
- 3 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を切り捨てております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

- a 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

上記「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、現在、当社グループの自己資本比率は約48%であり、比較的高い水準にあります。充実した自己資本を確保しながら健全な財務基盤を維持することは、持株会社としての重要な経営戦略の一つであります。今後、当社グループは、深圳市の不動産開発を推し進め、開発完成後の事業や当該事業から派生する新事業を取り込むことによって事業拡大を図る予定ですが、そのために必要となり得る開発資金の負担に備えるためには、現時点において、自己資本比率をさらに高め、信用力を強化し、資本市場や金融機関等からの資金調達における選択肢を多様化できる財務基盤を確保することが必須となります。

D E Sの手法を用いた本第三者割当増資は、有利子負債の圧縮と自己資本の強化を通じ、このような財務基盤の確保に資するものであり、当社グループの今後の事業の安定・拡大のために必要不可欠であると考えております。加えて、本第三者割当増資により、当社及び当社グループにおいて、有利子負債の元本返済負担及び金利負担からの解放により、収益及びキャッシュ・フローの改善も期待されます。

以上に鑑み、当社は、本第三者割当増資は、当社グループの企業価値向上及び既存株主の利益向上につながるものと判断し、本第三者割当増資の実施を決定しました。

当社は、本第三者割当増資と同等の有利子負債の圧縮と自己資本の強化を達成するその他の方法についても検討しましたが、公募増資や株主割当増資、ライツ・オファリングによる調達資金をもって有利子負債を弁済する手法については、いずれも調達金額が株式市場における需要状況等の要因に左右されるため、本第三者割当増資における発行総額相当額(4,844,200,000円)を調達できるか否かについて不確実性があり、また、金銭を払込財産とする第三者割当による資金調達についても、同額を拠出しうる引受先を確保できるか不確実であると考えました。また、新株予約権の第三者割当については、資金調達の金額・タイミングが新株予約権の行使に左右され、当社が企図している自己資本比率の即時の改善が見込まれない点で、実施が困難であると判断いたしました。したがって、当社としましては、今後の中国での不動産開発に備え、有利子負債を削減して当社の財務基盤を強化するという目的を確実に達成するためには、当社がセンチュリー社及びロンウィン社のそれぞれに対して負う借入債務の弁済期日(平成30年3月25日)の到来前に、当該債務のD E Sによる第三者割当増資を実施することが、最も現実的な選択肢であると判断いたしました。

(既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容)

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、当社が本第三者割当増資により発行する新株式数は10,600,000株、当該株式に係る議決権数は106,000個であるため、本第三者割当増資により、現在の発行済株式数(19,414,943株)に対し54.59%相当、平成29年3月31日現在の総議決権数(194,026個)に対し54.63%相当の株式の希薄化が生じます(いずれも小数点第3位切り捨て)。

しかし、上記「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社グループは、不動産賃貸管理事業に加え当社グループの中核となることが期待される不動産開発事業の一環として、皇冠電子が所有・管理する深圳市所在の不動産物件について大規模な総合都市開発を予定しており、本第三者割当増資は、自己資本比率を48.2%から80.3%に向上させ、今後、当該不動産開発事業を推進する上で必須となる資金調達の選択肢の多様化を可能とするものと考えております。

このように、本第三者割当増資により可能となる当社グループの不動産賃貸管理事業の拡大を通じ、中長期的には、本第三者割当増資による希薄化を上回るE P S(1株当たり純利益)の上昇が見込まれることから、本第三者割当増資による株式の希薄化は、既存株主の皆様にとっても合理的な許容範囲であると判断しております。

b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、平成28年5月、中国深圳市政府から、当社の子会社である皇冠電子の敷地内に道路建設を行うための用地回収の要請を受け、従来進めてきた不動産再開発構想を道路建設と合わせて進めることとし、資金調達を円滑に進めるため財務内容の改善を図る施策の検討を開始いたしました。

当社は、平成25年3月25日付で債務引受を行ったセンチュリー社及びロンウィン社に対する借入債務(詳細については、上記「第1 募集要項」「2 株式募集の方法及び条件」「(1) 募集の方法」の注3をご参照ください。)の反対債権として、上記2社に対し、クラウンから譲り受けた貸付金債権(1)(センチュリー社に対する現在の元本残高2,688百万円、ロンウィン社に対する現在の元本残高2,687百万円)を保有していましたが、平成28年12月頃、当社の主要株主であるアジアン・スカイ社から、ロンウィン社に対する当該債権の譲受けの申入れを受けました。また、平成29年1月頃には、当社の株主であるキロパワー社から、センチュリー社に対する当該債権の譲受けの申入れを受けました。

- 1 当該債権は、クラウンが、当社の子会社であったCrown USA, Inc.,.に対して有していた営業債権を、当社の筆頭株主である株式会社クラウンユナイテッドに譲渡した際の譲渡代金債権であります。

当社は、2社それぞれとのこれまでの関係性(アジアン・スカイ社については、当社の主要株主であり、昨年8月に同社子会社のアジアンインベストメント社に当社債権を譲渡した実績があること、また、キロパワー社については、当社が電気機器販売事業を行っていたときの取引先であり、当社の業務内容等を熟知していること)を勘案し、かかる申入れに対する検討を進めておりました。その後、アジアン・スカイ社及びキロパワー社による上記債権の譲受けにあたっては、債務者であるセンチュリー社及びロンウィン社の同意が必要であったため、平成29年3月以降、かかる同意取得に向けて両社との間で協議を行っていたところ、同年4月初旬、両社から当社に対し、当該債権譲渡への同意とあわせ、両社が当社に対して保有する各貸付金債権に関するD E Sの打診がありました。センチュリー社及びロンウィン社からかかる打診を受けて具体的に検討を進めた結果、当社は、アジアン・スカイ社及びキロパワー社への債権譲渡とD E Sによる本第三者割当増資を併せて行うことは、当社の財務上の課題である自己資本比率の向上を図りつつ、譲渡によって債権の一部を早期に現金化できる点で、センチュリー社とロンウィン社との間の貸付金債権と貸付金債務の相殺を行うよりも当社にとって望ましい財務施策であると判断いたしました。その際、上記債権債務の相殺を行った上で、現金を払込財産とする新株発行等により資金を調達する方法についても検討いたしました。かかる方法によって第三者割当増資における発行総額相当額(4,844,200,000円)を調達できるか否かが不確実であることから、今後の中国での不動産開発に備え、有利子負債を削減して当社の財務基盤を強化するという目的を確実に達成するためには、D E Sによる第三者割当増資を実施することが、最も現実的な選択肢であると判断いたしました。(詳細については、上記「a 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」「(大規模な第三者割当を行うこととした理由)」をご参照ください)

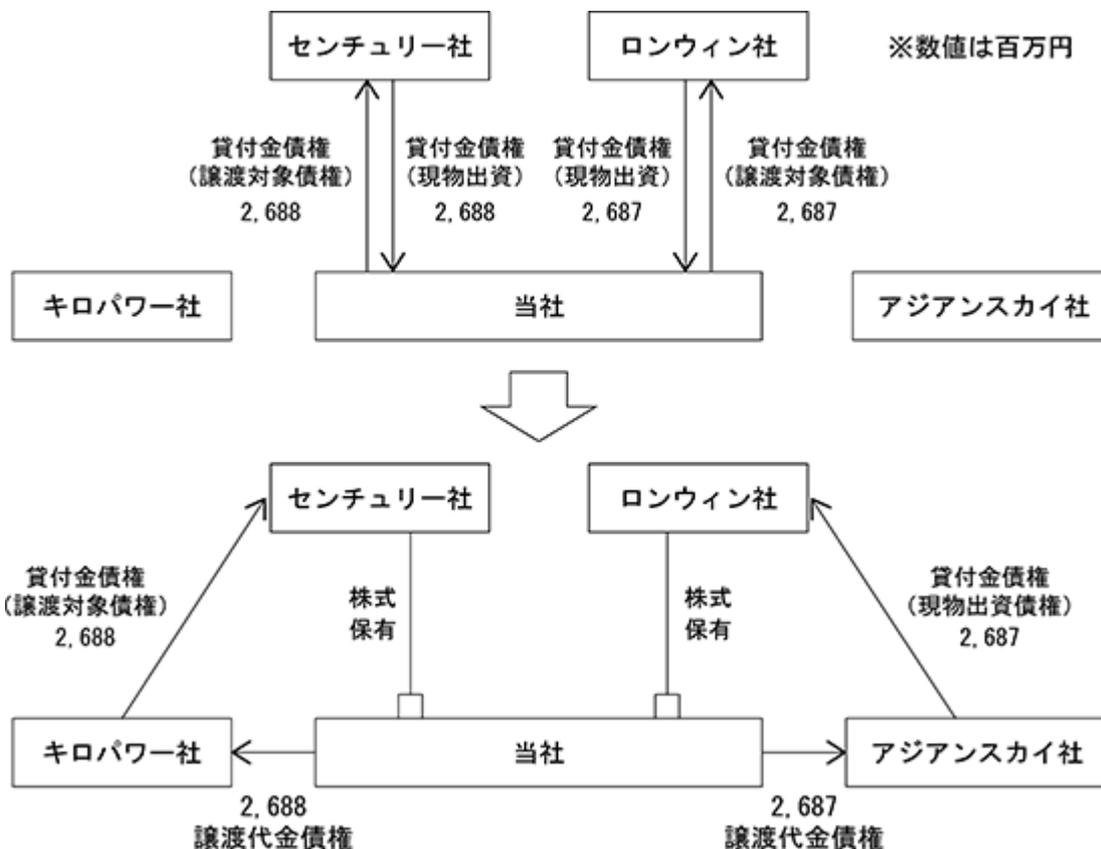
そのため、当社は、平成29年4月10日付で、アジアン・スカイ社に対してはロンウィン社への貸付金債権の現在の元本残高である2,687百万円(返済期日平成30年3月25日)を、また、キロパワー社に対してはセンチュリー社への貸付金債権の現在の元本残高である2,688百万円(返済期日平成30年3月25日)を、それぞれの元本残高と同額で譲渡(2)するとともに、当社がセンチュリー社及びロンウィン社に対して負担する借入債務(センチュリー社については現在の元本残高2,688百万円、ロンウィン社については現在の元本残高2,687百万円)の解消方法として、平成29年4月下旬に、当該2社に対しD E Sによる第三者割当増資の引受けを依頼しました。当該2社は深圳市に近い香港の投資事業会社であり、当社グループが推進する深圳市における不動産開発についても理解しており、本第三者割当増資について交渉を重ねる中で、当社の現在の経営状況や今後の事業戦略等につきましても理解を示していただきました。

- 2 当該差権譲渡においては、アジア・スカイ社及びキロパワー社に対する債権譲渡代金は、平成29年12月31日以降平成34年6月30日まで、6ヶ月ごとに計10回の分割払いにより支払われること、また、最終の分割払期日である平成34年6月30日に、利息(年利1.0%)が一括して支払われることが合意されております。当社は、当該債権譲渡にあたり、アジア・スカイ社及びキロパワー社から各社の平成28年12月期に係る財務諸表を受領し、その財政状態及び経営成績を勘案した結果、両社からの上記債権譲渡代金の回収が十分に見込めるものと判断いたしました。なお、当社は、債権譲渡代金を、中国での不動産開発の初期費用の支払い等に充てることを予定しております。

その結果、当該2社それぞれが当社に対して有する貸付金債権(センチュリー社については現在の元本残高2,688百万円、ロンウィン社については現在の元本残高2,687百万円)のうち2,422,100,000円に相当する部分の現物出資(D E S)の方法により、第三者割当増資による新株式の割当を引き受けることに同意いただきました。

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となり、大規模な第三者割当に該当することから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認に係る手続きとして、平成29年6月29日開催予定の当社第6回定時株主総会において、本第三者割当増資について、当該株主総会に出席された株主の皆様の議決権の過半数による承認を得ることを本第三者割当増資実施の条件としております。

(センチュリー社及びロンウィン社に対する上記貸付金債権の譲渡、並びに本第三者割当増資の前後における債権債務関係の概要)



なお、アジアン・スカイ社及びキロパワー社の概要は以下のとおりです。

(アジアン・スカイ社)

| | | |
|----------------|--|---|
| 名称 | ASIAN SKY INVESTMENTS LIMITED | |
| 所在地 | 42 Cameron Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong | |
| 代表者の役職及び氏名 | Director Wang Ming Yung Stephen | |
| 資本金 | 50,000米国ドル | |
| 事業の内容 | 投資顧問業 | |
| 主たる出資者及びその出資比率 | Wang Ming Yung Stephen 100% | |
| 提出者との関係 () | 出 資 | 当社普通株式 2,070,000株を所有しております。 |
| | 人 事 | 該当事項はありません。 |
| | 資 金 | 当社はアジアン・スカイ社に対し、貸付金元本2,687百万円を保有しております。 また、当社は、アジアン・スカイ社の子会社であるアジアンインベストメンツ社に対し、債権譲渡代金債権2,286百万円を保有しております。 |

提出者とアジアン・スカイ社のグループ会社との関係も含まれております。

(キロパワー社)

| | | |
|----------------|---|--------------------------------------|
| 名称 | Kilo Power Limited | |
| 所在地 | 4/F., Kai Tak Commercial Building 317-319 Des Voeux Road Central, Hong Kong | |
| 代表者の役職及び氏名 | Director Kiyoshi Ide | |
| 資本金 | 50,000米国ドル | |
| 事業の内容 | 貿易業 | |
| 主たる出資者及びその出資比率 | Fullyears Industries Limited 100% | |
| 提出者との関係 () | 出 資 | 当社普通株式 1,024,000株を所有しております。 |
| | 人 事 | 該当事項はありません。 |
| | 資 金 | 当社はキロパワー社に対し、貸付金元本2,688百万円を保有しております。 |

提出者とキロパワー社のグループ会社との関係も含まれております。

7 【株式会社合併等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の第5期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に
いて、次のとおり資本金が増加しております。

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金 増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-----------------|------------------------|-----------------------|---------------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成28年12月12日 (注) | 3,880 | 19,414 | 925 | 2,925 | 925 | 1,925 |

(注) 有償第三者割当(現物出資(デット・エクイティ・スワップ)による第三者割当増資)
発行価格 477円
資本組入額 238円50銭
割当先 Pacific State Holdings Limited

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の
提出日以降、本届出書提出日(平成29年6月2日)までの間に於いて、当該有価証券報告書等に記載された「事業の
リスク」について生じた変更及び追加事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日(平成29年
6月2日)現在において、その判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第5期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に
いて、以下の臨時報告書を提出しております。

平成28年6月30日 関東財務局長に提出の臨時報告書

1 提出理由

平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項
及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであり
ます。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として宮越邦正、板倉啓太、張偉の3氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果 及び賛成(反対) 割合(%) |
|----------------------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 | | | | | |
| 宮越邦正 | 118,825 | 1,816 | | | 可決 98.49 |
| 板倉啓太 | 118,852 | 1,789 | | (注) | 可決 98.51 |
| 張偉 | 119,610 | 1,031 | | | 可決 99.14 |

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

平成28年12月12日 関東財務局長に提出の臨時報告書

1 提出理由

平成28年11月24日開催の当社取締役会において決議いたしましたPacific State Holdings Limitedを割当先とする第三者割当による新株式発行に関し、平成28年12月12日に払込手続きが完了いたしました。これに伴い、当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

新たに主要株主となるもの：Pacific State Holdings Limited

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | 個 | % |
| 異動後 | 38,800個 | 19.99% |

(注) 1 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成28年9月30日現在の総株主等の議決権の数(155,225個)に、本第三者割当増資に伴い増加する議決権の数(38,800個)を加えた議決権の数(194,025個)を分母として算出しております。

2 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第3位を切り捨てております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年12月12日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 2,925,380,000円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 19,414,943株

4. 業績の概要

平成29年5月15日開催の当社取締役会において承認された、平成29年3月期決算短信に記載されている第6期連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

当該連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令28号)に基づいて作成しております。但し、本届出書提出日現在、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していないため、当該監査に係る監査報告書は受領しておりません。

(1) 連結財務諸表及び主な注記

連結貸借対照表

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 6,140 | 5,376 |
| 営業未収入金 | 83 | 104 |
| 短期貸付金 | - | 5,603 |
| 繰延税金資産 | 25 | 44 |
| その他 | 351 | 254 |
| 貸倒引当金 | 54 | 90 |
| 流動資産合計 | 6,545 | 11,292 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 2,477 | 2,234 |
| 減価償却累計額 | 2,477 | 2,234 |
| 建物及び構築物(純額) | 0 | 0 |
| 機械装置及び運搬具 | 21 | 19 |
| 減価償却累計額 | 19 | 17 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 2 | 1 |
| その他 | 66 | 61 |
| 減価償却累計額 | 45 | 47 |
| その他(純額) | 21 | 13 |
| 有形固定資産合計 | 23 | 15 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 354 | 315 |
| 土地使用権 | 1,358 | 1,169 |
| その他 | 0 | 0 |
| 無形固定資産合計 | 1,713 | 1,484 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 10 | 10 |
| 長期貸付金 | 7,662 | 2,058 |
| その他 | 187 | 252 |
| 投資その他の資産合計 | 7,860 | 2,320 |
| 固定資産合計 | 9,597 | 3,821 |
| 資産合計 | 16,143 | 15,113 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 25 | 5,845 |
| 未払法人税等 | 968 | 61 |
| 賞与引当金 | 3 | 2 |
| 繰延税金負債 | 95 | 33 |
| その他 | 359 | 405 |
| 流動負債合計 | 1,451 | 6,347 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 7,696 | - |
| 繰延税金負債 | 196 | 206 |
| 退職給付に係る負債 | 6 | 6 |
| その他 | 571 | 547 |
| 固定負債合計 | 8,471 | 760 |
| 負債合計 | 9,922 | 7,108 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000 | 2,925 |
| 資本剰余金 | 1,744 | 2,670 |
| 利益剰余金 | 1,683 | 2,060 |
| 自己株式 | 0 | 0 |
| 株主資本合計 | 5,428 | 7,655 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| 為替換算調整勘定 | 47 | 366 |
| その他の包括利益累計額合計 | 47 | 366 |
| 非支配株主持分 | 744 | 716 |
| 純資産合計 | 6,220 | 8,004 |
| 負債純資産合計 | 16,143 | 15,113 |

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | 1,365 | 1,235 |
| 営業原価 | 292 | 179 |
| 営業総利益 | 1,072 | 1,056 |
| 販売費及び一般管理費 | 444 | 332 |
| 営業利益 | 628 | 723 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 136 | 130 |
| その他 | 31 | 1 |
| 営業外収益合計 | 167 | 131 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 23 | 17 |
| 為替差損 | 375 | 88 |
| その他 | 13 | 13 |
| 営業外費用合計 | 413 | 120 |
| 経常利益 | 382 | 733 |
| 特別損失 | | |
| 役員退職慰労金 | 4 | - |
| その他 | 0 | - |
| 特別損失合計 | 4 | - |
| 税金等調整前当期純利益 | 378 | 733 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,115 | 337 |
| 法人税等調整額 | 1,328 | 54 |
| 法人税等合計 | 212 | 282 |
| 当期純利益 | 590 | 450 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失() | 23 | 74 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 614 | 376 |

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|--------------|---|---|
| 当期純利益 | 590 | 450 |
| その他の包括利益 | | |
| 為替換算調整勘定 | 54 | 513 |
| その他の包括利益合計 | 54 | 513 |
| 包括利益 | 645 | 62 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 642 | 38 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 3 | 24 |

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 1,744 | 1,069 | 0 | 4,814 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 614 | | 614 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | 614 | | 614 |
| 当期末残高 | 2,000 | 1,744 | 1,683 | 0 | 5,428 |

| | その他の包括利益累計額 | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------|-------------------|---------|-------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 19 | 19 | 761 | 5,594 |
| 当期変動額 | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | 614 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 28 | 28 | 16 | 11 |
| 当期変動額合計 | 28 | 28 | 16 | 625 |
| 当期末残高 | 47 | 47 | 744 | 6,220 |

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 1,744 | 1,683 | 0 | 5,428 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 925 | 925 | | | 1,850 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 376 | | 376 |
| 自己株式の取得 | | | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 925 | 925 | 376 | 0 | 2,227 |
| 当期末残高 | 2,925 | 2,670 | 2,060 | 0 | 7,655 |

| | その他の包括利益累計額 | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------|-------------------|---------|-------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 47 | 47 | 744 | 6,220 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 1,850 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | 376 |
| 自己株式の取得 | | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 414 | 414 | 28 | 442 |
| 当期変動額合計 | 414 | 414 | 28 | 1,784 |
| 当期末残高 | 366 | 366 | 716 | 8,004 |

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 378 | 733 |
| 減価償却費 | 96 | 60 |
| のれん償却額 | 39 | 39 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 50 | 40 |
| 退職給付に係る負債の増減額(は減少) | 3 | 0 |
| 受取利息 | 136 | 130 |
| 支払利息 | 23 | 17 |
| 為替差損益(は益) | 357 | 44 |
| 営業債権の増減額(は増加) | 55 | 28 |
| 営業債務の増減額(は減少) | 12 | - |
| 役員退職慰労金 | 4 | - |
| その他 | 153 | 26 |
| 小計 | 896 | 805 |
| 利息の支払額 | 0 | 0 |
| 利息の受取額 | 22 | 133 |
| 法人税等の支払額 | 246 | 1,112 |
| 法人税等の還付額 | 7 | 38 |
| 補償費の支払額 | 66 | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 612 | 135 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 42 | 0 |
| 固定資産の売却による収入 | 4,532 | - |
| 貸付金の回収による収入 | 49 | - |
| 定期預金の預入による支出 | 5,045 | 867 |
| 定期預金の払戻による収入 | - | 1,309 |
| 差入保証金の差入による支出 | 0 | - |
| 差入保証金の回収による収入 | 17 | 5 |
| その他 | 0 | 0 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 490 | 446 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入金の返済による支出 | 24 | 25 |
| 自己株式の取得による支出 | - | 0 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 24 | 25 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 57 | 105 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 39 | 180 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,082 | 1,122 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1,122 | 1,303 |

連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響額はありません。

(セグメント情報等)

当社グループの報告セグメントは、「不動産開発及び賃貸管理事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| 項目 | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 352円52銭 | 375円43銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 39円53銭 | 22円54銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎

(1) 1株当たり当期純資産額

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 6,220 | 8,004 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) | 744 | 716 |
| (うち非支配株主持分) | (744) | (716) |
| 普通株式に係る当期末の純資産額(百万円) | 5,476 | 7,288 |
| 1株当たり純資産額の算定に 用いられた当期末の普通株式の数(株) | 15,534,598 | 19,414,545 |

(2) 1株当たり当期純利益金額

| | 前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|---------------------------------|--|--|
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 614 | 376 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | | |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) | 614 | 376 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 15,534,598 | 16,703,875 |

(重要な後発事象)

当社は、平成29年4月7日開催の取締役会において、保有する債権の一部について下記のとおり譲渡することを決議いたしました。

1 債権譲渡の理由

当社が保有する貸付金債権について、下記の2社より債権譲り受けの申し入れがあり、交渉・検討の結果、当社は両社の申し入れを受諾し、譲渡いたしました。

2 譲渡契約の概要

譲渡対象債権A

(1) 債権の表示

イ 債務者 Century Paramount Investment Ltd.
(センチュリー・パラマウント・インベストメント・リミテッド)

ロ 債権の種類 貸付金債権

ハ 債権金額 元本 2,688百万円
未収利息 14百万円

(2) 譲渡価額 2,702百万円

(3) 契約日・譲渡日 平成29年4月10日

(4) 譲渡先の概要

イ 商号 Kilo Power Ltd.
(キロ・パワー・リミテッド)

ロ 当社との関係
資本関係： 当社の株式を1,024,000株(5.2%)保有しております
取引関係： 該当事項はありません
人的関係： 該当事項はありません
関連当事者： 該当しません

譲渡対象債権B

(1) 債権の表示

イ 債務者 Long Wing Holdings Ltd.
(ロン・ウィン・ホールディングス・リミテッド)

ロ 債権の種類 貸付金債権

ハ 債権金額 元本 2,687百万円
未収利息 27百万円

(2) 譲渡価額 2,714百万円

(3) 契約日・譲渡日 平成29年4月10日

(4) 譲渡先の概要

イ 商号 Asian Sky Investments Ltd.
(アジアン・スカイ・インベストメンツ・リミテッド)

ロ 当社との関係
資本関係： 当社の株式を2,070,000株(10.6%)保有しております
取引関係： 同社の子会社Asian Investments Group Ltd.に対し、債権2,380百万円を保有しております
人的関係： 該当事項はありません
関連当事者： 該当します

3 業績への影響

現時点において、本件取引が業績に与える影響は軽微であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------------------|--------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書及び その添付書類 | 事業年度 (第5期) | 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書及び その添付書類 | 事業年度 (第6期第3四半期) | 自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日 | 平成29年2月14日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続きガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月29日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

横田公認会計士事務所

公認会計士 横 田 泰 史

山本公認会計士事務所

公認会計士 山 本 日 出 樹

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宮越ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年5月30日開催の取締役会において、連結子会社深セン皇冠（中国）電子有限公司が中国深セン市に所有する固定資産（土地使用権）の一部について、深セン人民政府より道路建設のための用地回収の要請を受けたことから、同政府の要請に対して公共事業であることに鑑み前向きに検討し対応することを決議した。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、宮越ホールディングス株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、宮越ホールディングス株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月29日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

横田公認会計士事務所

公認会計士 横 田 泰 史

山本公認会計士事務所

公認会計士 山 本 日 出 樹

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宮越ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月14日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

横田公認会計士事務所

公認会計士 横 田 泰 史 印

山本公認会計士事務所

公認会計士 山 本 日 出 樹 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている宮越ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。